2　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める数以上の第３の１の各号に掲げる事項に取り組むこととする。 ①～③　（略） 3　（略） 4　経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項 中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。また、組織再編行為が利用者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、利用者に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。 第４　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 中小企業等経営強化法第34条第１項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第５の４から６までに定めるところによる。	2　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次の各号に掲げる数以上の第３の１の各号に掲げる事項に取り組むこととする。 ①～③　（略） 3　（略） 4　経営力向上に取り組むに当たって配慮すべき事項 中小企業者等が経営力向上に取り組むに当たっては、対人サービスとしての一定以上の質を確保するとともに、人員削減を目的とした取組をしないなど雇用の安定に配慮することが必要である。 第４　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項 中小企業等経営強化法第26条第１項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事項については、基本方針第５の４から６までに定めるところによる。

○厚生労働省告示第二百六十三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　基本認識 1　市場動向 少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成27年度には約42兆円に増大しており、そのうち、およそ36％にあたる約15兆円は、75歳以上に係るものである。 2　産業構造・業態の特徴	第１　基本認識 1　市場動向 少子高齢化が進む中で、平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成25年度には約40兆円に増大しており、そのうち、およそ35％にあたる約14兆円は、75歳以上に係るものである。 2　産業構造・業態の特徴

改正後			
医療機関		178,911施設	平成28年10月１日時点
病院		8,422施設	
一般診療所		101,529施設	
	有床診療所	7,629施設	
	無床診療所	93,900施設	

改正前			
医療機関		177,546施設	平成26年10月１日時点
病院		8,493施設	
一般診療所		100,461施設	
	有床診療所	8,355施設	
	無床診療所	92,106施設	